

令和4年度 労働衛生行政のあらまし

◇ ウイズコロナ時代に安全で健康に働ける職場づくり ◇

第1 神奈川県下における労働衛生の現状

神奈川県労働局（令4.6.27）

職業性疾病による休業4日以上死傷災害の発生件数は、長期的に緩やかな減少傾向にありましたが、平成29年以降増加に転じ、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症のり患によって増加が加速しました。令和3年に発生した職業性疾病的死亡災害は、新型コロナウイルス感染症のり患、脳・心臓疾患、精神的負荷による労働災害で12人の方が亡くなっています。休業災害は、新型コロナウイルス感染症のり患増加にともない63%増加し1,840件となっています。新型コロナウイルス感染症のり患（1,108件）を除いた件数の82%が腰痛、次いで、熱中症、化学物質、上肢障害による健康障害などが発生しています。

強い心理的負荷による精神障害や過重な業務による脳・心臓疾患の労災請求件数は増加又は高止まりしており、事業場におけるストレスチェック制度をはじめとする事業場におけるメンタルヘルス対策の推進が必要になっています。

近年、がんのみならず、脳卒中、心疾患、肝疾患、難病、そして糖尿病など障害・疾病を抱える労働者が、仕事を続けながら、治療を行うことができるよう支援を行うことが重要となっており「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発を図る必要があります。

一般定期健康診断では、有所見率が5割を超え、毎年、増加傾向にあることから、健康診断で何らかの所見が認められた労働者に対し、産業医を活用した健康診断の事後措置を実施することが引き続き重要な課題です。

引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえた「新しい生活様式」に基づき、地域の状況に応じて職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止、健康管理の強化を図り、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに取り組む必要があります。

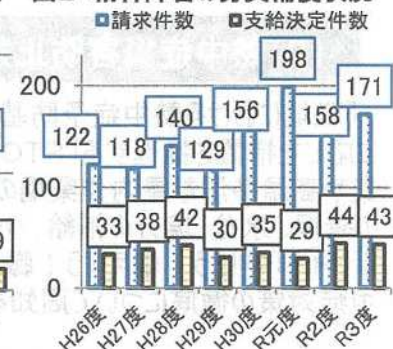
1 脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（図1・図2）

令和3年度の脳・心臓疾患の労災補償状況は、請求件数が56件（前年度同数）、支給決定件数が9件（前年度比△8件）でした。また、精神障害等の労災補償状況は、請求件数が171件（前年度比+13件）、支給決定件数が43件（前年度比△1件）となっています。

図1 脳・心臓疾患の労災補償状況



図2 精神障害の労災補償状況



2 職業性疾病の発生状況（図3・図4）

- 令和3年の職業性疾病による死亡災害は、新型コロナウイルス感染症のり患6人、脳・心臓疾患3人、精神障害2人、酸欠・一酸化炭素中毒等1人でした。直近8年間（平成26年～令和3年）の死亡災害37人のうち、脳・心臓疾患による死亡者は16人（43%）となっています。
- 令和3年の職業性疾病による休業4日以上の被災労働者数は1,840人と前年より714人増加しました。増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症ですが、新型コロナウイルス感染症関連のものを除いても19人増加しました。腰痛は600人と新型コロナウイルス感染症を除いた全体の82%を占めています。

図3 業務上疾病発生状況

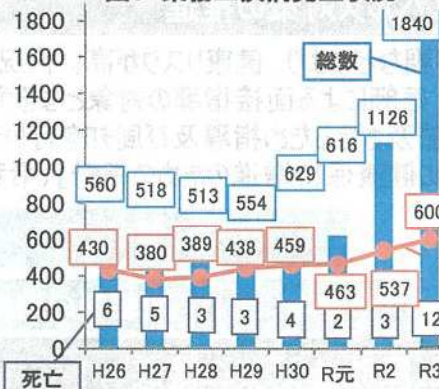


図4 業務上疾病による死亡災害（平成26年～令和3年）

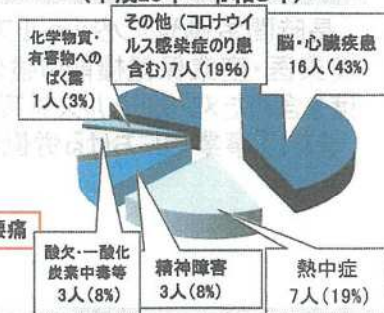
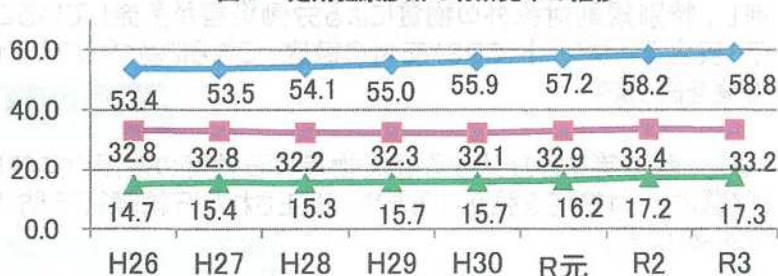


図5 定期健康診断の有所見率の推移



3 健康診断結果の状況（図5）

一般定期健康診断では、平成26年以降、有所見率（何らかの所見があった労働者の割合）が連続して増加しております。（令和3年全国の有所見率58.7%）

検査項目別では、血中脂質（33.2%）、肝機能検査（17.3%）、血圧（17.3%）、血糖（11.6%）など生活習慣病と密接な検査項目の有所見率が高くなっています。

第2 令和4年度労働衛生行政の重点

- 1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進(腰痛予防対策の推進、熱中症災害防止対策の推進)
- 2 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進
- 3 化学物質対策・石綿ばく露対策の徹底
- 4 事業場における治療と仕事の両立支援
- 5 電離放射線障害防止対策等
- 6 粉じん障害防止対策
- 7 受動喫煙対策

1 第13次労働災害防止推進計画重点業種等の労働災害防止対策の推進

(1) 腰痛予防対策の促進

腰痛による死傷災害の増加傾向に歯止めをかけるため、「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日付け基発0618第1号)に基づく取組について周知、指導を行います。また、第三次産業については、「小売業、介護施設を中心として増加する行動災害の予防対策の推進について」(令和4年2月9日付け基安発0209第1号)に基づいた取り組みをします。

[厚労省 腰痛予防対策指針](#)

[Q 検索](#)

(2) 熱中症災害防止対策の促進

「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づき、WBGT値に応じた措置を推進する「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(実施期間5月～9月)を展開し、屋外作業や高温多湿な屋内作業場の指導の際には、WBGT値の測定とその結果に基づき、作業の一時中止、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置を講じるなど、また、厚労省委託事業ポータルサイト「学ぼう! 備えよう! 職場の仲間を守ろう! 職場における熱中症予防情報」を活用し、職場における熱中症対策の徹底について周知啓発を行います。

[厚労省 熱中症予防](#)

[Q 検索](#)

2 産業保健活動・メンタルヘルス対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないようにするため、産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の対象となる労働者の要件の拡大等、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策を普及させるため指導及び周知を行います。

また、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」(令和3年12月8日改正)の周知を行います。

[こころの耳 働く人のメンタルヘルスポータルサイト](#)

[Q 検索](#)

[事業場における労働者の健康保持増進のための指針](#)

[Q 検索](#)

3 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質による労働災害を防止するため、特定化学物質障害予防規則等の特別規則に基づく措置を徹底し、特別規則対象外の物質による労働災害が多発していることから、化学物質の譲渡・提供時のラベル表示・安全データシート(SDS)交付の徹底、これらに基づくリスクアセスメントの実施及び当該結果に基づく措置の徹底を図ります。

[厚労省 「溶接ヒューム等」特化則改正](#)

[Q 検索](#)

また、解体等を行おうとする建築物等の石綿等の使用の有無について事前調査者の資格取得を勧め、石綿ばく露防止対策等を強化するため、改正された石綿障害予防規則等の周知指導を徹底する等の施策の充実を図ります。

[石綿総合情報ポータルサイト\(厚労省委託事業\)](#)

[Q 検索](#)

4 事業場における治療と仕事の両立支援

神奈川産業保健総合支援センターと連携して、あらゆる機会を捉え、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」(平成28年2月23日付け基発0223第5号、職発0223第7号)及び企業と医療機関の連携のためのマニュアルや疾患別サポートマニュアルの周知を行います。また、治療と仕事の両立支援に取り組む事業者に対する助成金制度について、その周知、利用勧奨を行います。

治療と仕事の両立支援ナビ ポータルサイト [Q 検索](#)

5 電離放射線障害防止対策

「放射線業務従事者に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体の被ばくに係る放射線障害防止対策の再周知について」(令和元年11月1日付け基安発1101第1号)や目の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げなど令和3年4月1日から施行・適用された「電離放射線障害予防規則」や「電離放射線障害予防規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」に基づき対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、周知徹底を図ります。

厚労省 放射線測定 [Q 検索](#)

6 粉じん障害防止対策

「第9次粉じん障害防止総合対策」(平成30年2月9日付け基発0209第3号)を踏まえ、第9次粉じん障害防止総合対策5か年推進計画に沿って指導等を実施します。

トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のため、粉じん障害防止規則等及び「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」について周知啓発を行います。また、「ずい道等建設労働者健康管理システムの活用を促します。

厚労省 第9次粉じん障害防止総合対策 [Q 検索](#)

7 受動喫煙対策

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法第68条の2に定められています。職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者は、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課しています。引続き、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」(令和元年7月1日付け基発0701第1号)の周知啓発を図ります。

本年度の受動喫煙防止対策助成金については、受動喫煙防止対策助成金の手引き(厚労省HP)でご確認ください。

厚労省 職場における受動喫煙防止対策について [Q 検索](#)

第3 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、各関係団体が作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を実践する際に、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただくことについて、傘下団体・企業に対し周知等をお願いしてきたところです。

また、厚生労働省では、特に、事業場において留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、働きかけを行っています。「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用し、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化をお願いします。

新型コロナ 取組5つのポイント [Q 検索](#) 職場における新型コロナチェックリスト [Q 検索](#)

(参考)「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」(一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会)、「動画教材 会議を行うにあたって新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのポイント」(独立行政法人労働者健康安全機構)

第4 神奈川県労働局の第13次労働災害防止推進計画における目標

神奈川県労働局HPに掲載

1 計画の期間

平成30(2018)年4月～令和5(2023)年3月までの5年間

2 計画の全体目標

- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を15%以上減少・25人以下(2017年比)
- 2022年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を5%以上減少・6223人以下(同上)
- 業種別:建設業、製造業:死傷者数を10%以上減少・死亡者数を5人以下
:陸上貨物運送事業、小売業、飲食店:死傷者数を5%以上減少
:社会福祉施設:死傷年千人率で5%以上減少

3 重点とする健康確保・職業性疾病対策

(1) メンタルヘルス対策(2017年末の集団分析を実施した事業場の割合:78.7%)

【目標】メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:2016全国値)とする。

【目標】ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者数50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:2017)とする。

(2) 腰痛予防対策(2017年末の疾病者数状況:438人)

【目標】腰痛による死傷災害を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。

(3) 熱中症対策(前5か年の死亡者数:4人)

【目標】職場での熱中症による死亡災害を2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で5%以上減少させる。

推進状況は、[神奈川県労働局 第13次防](#) [検索](#) [で確認ください。](#)

第5 お知らせ

○ 神奈川県産業保健総合支援センター・地域産業保健センター〔(独)労働者健康安全機構〕を活用しましょう。

独立行政法人労働者健康安全機構(神奈川県産業保健総合支援センター及び地域産業保健センター)は、独立行政法人労働者健康安全機構法に基づいて設立された、厚生労働省が所管する法人です。

神奈川県産業保健総合支援センターでは、産業保健活動に携わる産業医、保健師、衛生管理者をはじめ、事業主、人事労務担当者などの方々に対して、産業保健に関する研修や専門的な相談への対応などの支援を行っています。産業保健スタッフ向けのサービス内容は、専門的相談対応(産業医、産業看護職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士、産業カウンセラー等の専門家が対応)、専門的研修等の実施、メンタルヘルス対策(メンタルヘルス促進員による個別訪問支援、メンタルヘルス専門家による相談対応)、治療と仕事の両立支援(両立支援促進員による個別訪問支援、窓口相談対応)、事業主・労働者に対するセミナーを無料で行っています。神奈川県内1拠点:神奈川県産業保健総合支援センター(TEL 045-410-1160)

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場の事業者やそこで働く労働者を対象として労働安全衛生法で定められた保健指導など産業保健サービスを無料で提供しています。小規模事業場向けサービス内容は、健康診断の結果について医師からの意見聴取、長時間労働や高ストレス者に対する面接指導、労働者の「こころ」と「からだ」の健康管理に関わる相談、専門スタッフによる個別訪問指導を行っています。神奈川県下12の労働基準監督署管内に配置された地域拠点:地域産業保健センターが活動を行っています。

○ 安全衛生優良企業公表制度の申請

[厚労省 安全衛生優良企業制度](#)

[検索](#)

安全衛生優良企業公表制度は、労働安全衛生に積極的な取組を行っている企業を認定、企業名を公表し、社会的な認知を高め、より多くの企業に安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です。企業も求職者や取引先などへのアピールに活用することができ、求職者も安全・健康な職場で働くことを選択することができる制度です。本事業場を管轄する都道府県労働局長宛での申請が必要です。

○ 神奈川県労働局HPの活用やメルマガ登録をお願いします。

神奈川県労働局HPでは、事業場での取組を進めていただくための情報を提供し、法改正等、研修会・セミナーの開催予定等も掲載していますので、御活用ください。また、メルマガジンでも労働局関連各種情報発信していますので登録よろしく願いいたします。

令和4年 署別・業種別労働災害発生状況 [第1表] (主要業種)

神奈川県労働局

令和4年5月末現在

署	業種	建設業		運輸交通業 (左記以外)		貨物取扱業		商業	保健衛生業	接客娯楽業	清掃・と畜業	通信業	その他 (左記以外)	合計	前年比 (休業) (人)	(率)
		道路貨物運送業	建設業	道路貨物運送業	運輸交通業 (左記以外)	陸上貨物	港湾運送業									
横浜南	本年	28 (0)	16 (0)	31 (0)	13 (0)	4 (1)	10 (0)	28 (0)	134 (0)	20 (0)	33 (2)	0 (0)	18 (0)	335 (3)	102	
	前年	27 (1)	15 (1)	21 (0)	12 (0)	8 (0)	7 (0)	36 (0)	38 (0)	13 (0)	30 (0)	3 (0)	23 (0)	233 (2)	43.3%	
鶴見	本年	8 (0)	6 (0)	15 (0)	3 (0)	15 (0)	0 (0)	10 (0)	96 (0)	5 (0)	5 (0)	3 (0)	7 (0)	173 (0)	76	
	前年	15 (0)	9 (0)	10 (0)	5 (0)	12 (0)	2 (0)	7 (0)	22 (0)	2 (0)	9 (0)	2 (0)	2 (0)	97 (0)	78.4%	
川崎南	本年	29 (0)	31 (0)	22 (0)	8 (0)	17 (0)	1 (0)	23 (0)	64 (0)	7 (0)	13 (0)	3 (0)	17 (0)	235 (0)	82	
	前年	35 (1)	10 (0)	20 (0)	2 (0)	22 (0)	1 (0)	19 (0)	23 (0)	6 (0)	3 (0)	2 (0)	10 (0)	153 (1)	53.0%	
川崎北	本年	7 (0)	15 (0)	17 (0)	6 (0)	3 (0)	0 (0)	42 (1)	288 (1)	19 (0)	12 (0)	7 (0)	14 (0)	430 (2)	252	
	前年	8 (0)	21 (0)	16 (0)	5 (0)	2 (0)	0 (0)	34 (0)	50 (0)	17 (0)	5 (0)	2 (0)	18 (0)	178 (0)	141.6%	
横須賀	本年	17 (0)	19 (1)	10 (0)	9 (0)	2 (0)	0 (0)	18 (1)	75 (0)	12 (0)	4 (0)	10 (0)	20 (0)	196 (2)	58	
	前年	17 (0)	12 (0)	9 (0)	7 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (0)	24 (0)	11 (0)	7 (0)	2 (0)	25 (0)	138 (0)	42.0%	
横浜北	本年	36 (0)	45 (0)	40 (0)	15 (0)	8 (0)	0 (0)	81 (0)	171 (0)	29 (0)	37 (0)	3 (0)	77 (0)	542 (0)	139	
	前年	33 (0)	29 (1)	41 (0)	9 (0)	8 (0)	1 (0)	61 (0)	91 (0)	37 (0)	29 (0)	8 (0)	56 (0)	403 (1)	34.5%	
平塚	本年	37 (0)	13 (0)	20 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	27 (0)	95 (0)	24 (0)	8 (0)	4 (0)	9 (0)	242 (0)	52	
	前年	26 (0)	20 (0)	24 (0)	6 (0)	3 (0)	0 (0)	35 (0)	43 (0)	12 (0)	9 (0)	3 (0)	9 (0)	190 (0)	27.4%	
藤沢	本年	32 (0)	27 (0)	21 (0)	8 (0)	0 (0)	0 (0)	44 (0)	151 (0)	20 (0)	13 (0)	2 (0)	21 (0)	339 (0)	98	
	前年	24 (0)	22 (0)	23 (0)	13 (0)	6 (0)	0 (0)	55 (0)	52 (0)	15 (0)	10 (0)	7 (0)	14 (1)	241 (1)	40.7%	
小田原	本年	18 (0)	24 (0)	11 (0)	6 (0)	11 (0)	0 (0)	11 (0)	61 (0)	14 (0)	9 (0)	3 (0)	9 (0)	177 (0)	56	
	前年	18 (1)	15 (3)	8 (0)	1 (0)	14 (0)	0 (0)	10 (0)	20 (0)	14 (0)	9 (0)	2 (0)	10 (0)	121 (4)	46.3%	
厚木	本年	79 (0)	20 (0)	57 (0)	16 (0)	28 (0)	0 (0)	56 (0)	165 (0)	25 (0)	13 (0)	7 (0)	36 (0)	502 (0)	117	
	前年	63 (0)	17 (0)	56 (0)	15 (0)	31 (0)	0 (0)	49 (1)	86 (0)	21 (0)	12 (0)	11 (0)	24 (0)	385 (1)	30.4%	
相模原	本年	42 (0)	19 (0)	32 (0)	6 (0)	11 (0)	0 (0)	36 (0)	177 (0)	16 (0)	16 (1)	2 (0)	15 (0)	372 (1)	171	
	前年	27 (0)	20 (0)	17 (0)	3 (0)	9 (0)	0 (0)	29 (0)	48 (0)	12 (0)	17 (0)	0 (0)	19 (0)	201 (0)	85.1%	
横浜西	本年	19 (0)	29 (0)	39 (0)	19 (0)	3 (0)	0 (0)	50 (0)	332 (0)	7 (0)	9 (0)	16 (0)	13 (0)	536 (0)	280	
	前年	20 (0)	16 (0)	23 (0)	16 (0)	4 (0)	0 (0)	52 (0)	80 (0)	16 (0)	15 (0)	6 (0)	8 (0)	256 (0)	109.4%	
合 計	本年	352 (0)	264 (1)	315 (0)	112 (0)	104 (1)	11 (0)	426 (2)	1,809 (1)	198 (0)	172 (3)	60 (0)	256 (0)	4,079 (8)	1483	
	前年	313 (3)	206 (5)	268 (0)	94 (0)	119 (0)	11 (0)	411 (1)	577 (0)	176 (0)	155 (0)	48 (0)	218 (1)	2,596 (10)	57.1%	
前年比 (休業) (人)	本年	39	58	47	18	-15	0	15	1232	22	17	12	38	1483		
	(率)	12.5%	28.2%	17.5%	19.1%	-12.6%	0.0%	3.6%	213.5%	12.5%	11.0%	25.0%	17.4%	57.1%		

注) 休業4日以上の死傷者数(データは労働者死傷病報告による)、()内は、死亡者数で内数(データは死亡災害速報による)

令和4年 死亡災害の概要

神奈川県労働局
令和4年6月末現在

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 15時頃	小売業 10人～29人 70歳～74歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	商品配達のため原付を運転中、信号のある交差点で直進しているとき、対向車線から右折してきた乗用車と接触し転倒した。
2	1月 13時頃	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) 10人～29人 50歳～54歳	通路 墜落、転落	ごみ収集用品を持ち運び中、自社倉庫2階の扉を出て外階段へ向かう通路(1階屋上の外縁部)の端から、約3メートル下の地面へ墜落した。
3	1月 13時頃	その他 (社会福祉施設) 30人～49人 35歳～39歳	乗用車、バス、 バイク 交通事故 (道路)	介護サービス利用者宅から次の利用者宅へ自転車で市道を移動中、他の自転車(労働者でない者が乗る自転車)とともに乗用車(脇見運転)にはねられた。
4	2月 12時頃	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) ～9人 80歳～84歳	丸のこ盤 切れ、こすれ	塩ビ管を小さく切断するのに使用していた携帯用丸のこ盤で、誤って右太ももを切り、出血多量となった。
5	3月 13時頃	清掃・と畜業(ビル メンテナンス業) 300人～ 65歳～69歳	階段、棧橋 墜落、転落	水道メーターを検針するためマンションの階段を下りている途中で転落し、頭を打った。
6	3月 9時頃	その他の 建設工事業 (1次下請) 30人～49人 50歳～54歳	玉掛用具 飛来、落下	資材置場において、資材(約600キログラム)を移動式クレーンでつって旋回中、1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、介添えロープでつり荷を誘導中だった被災者が下敷きとなった。
7	3月 12時頃	卸売業 ～9人 75歳～79歳	移動式 クレーン 墜落、転落	仕入れた商品の搬入に立ち会い中、商品を乗せていた積載形トラッククレーンの近くの床に倒れているところを発見された。荷台(床の高さ1メートル)から墜落し頭を打ったと推定される。
8	4月 13時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業) ～9人 60歳～65歳	荷姿の物 崩壊、倒壊	フォークリフトを運転して倉庫から出庫作業中、出庫対象の隣のはい積み(パレットに載せた粉体入り1トンフレキシブルコンテナバッグの4段重ね、高さ約4メートル)がもたれかかり運び出せない箇所を確認しようと下車した時、当該もたれていた3・4段目が崩れ落ち、下敷きとなった。
9	6月 6時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業) (派遣先) 50人～99人 55歳～59歳	フォークリフト 墜落、転落	物流施設内でリーチフォークリフトに乗り、接車前のパースにトラック積込予定の荷を荷揃え中、荷を積載して後進時に高さ1メートルのプラットホームから同車ごと落ち、同車ヘッドガードと床との間にはさまれた。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
10	6月 9時頃	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) 10人～29人 35歳～39歳	フォークリフト 転倒	被災者はフォークリフト(全回転ロールクランプのアタッチメント)に乗り、自社駐車場の草刈りで生じた刈草を入れたドラム缶を、アタッチメントで掴み運搬していた。駐車場の傾斜約10度の砂地で、右に方向転換しながら後進中に同車が倒れ、同車マストの下敷きとなった。
11	6月 9時頃	卸売業 ～9人 75歳～79歳	トラック 墜落、転落	被災者は金属切削加工屑(切粉)回収先の工場を訪れ、トラック荷台上で、同僚がフォークリフトで投入した切粉を平らに均していたが、荷台そばの地面に倒れているところを同僚に発見された。切粉の塊を崩し均していた道具(ピッチフォーク)が不意に抜けた反動で道具とともに約2.3メートル墜落したと推定される。

死亡災害の概要の掲載内容については、未確定のものであり、調査の進展とともに、変更（業務に起因しない場合における事案の削除を含む。）を行う可能性があります。